

使用開始日：2014.10.01

リソナ・アクティブジャパン

追加型投信／国内／株式



- 本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。この目論見書により行うリソナ・アクティブジャパンの受益権の募集については、発行者であるアムンディ・ジャパン株式会社(委託会社)は、同法第5条の規定により有価証券届出書を平成26年9月30日に関東財務局長に提出しており、平成26年10月1日にその届出の効力が生じております。
- ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は下記<ファンドに関する照会先>のホームページで閲覧できます。また、本書には約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に掲載されております。
- 投資信託説明書(請求目論見書)については、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。ご請求された場合には、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づいて組成された金融商品であり、商品内容の重大な変更を行う場合には、同法に基づき事前に受益者の意向を確認する手続き等を行います。また、ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- ファンドの販売会社、基準価額等については、下記<ファンドに関する照会先>までお問合せください。

ファンドの商品分類および属性区分

商品分類			属性区分		
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域
追加型	国内	株式	株式 一般	年1回	日本

商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

■委託会社 [ファンドの運用の指図を行う者]

アムンディ・ジャパン株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第350号

設立年月日:1971年11月22日

資本金:12億円(2014年3月末現在)

運用する投資信託財産の合計純資産総額:

2兆4,077億円(2014年7月末現在)

■受託会社 [ファンドの財産の保管および管理を行う者]

株式会社リソナ銀行
(再信託受託会社:日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)

■<ファンドに関する照会先>

アムンディ・ジャパン株式会社

お客様サポートライン 0120-202-900(フリーダイヤル)
受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで
ホームページアドレス : <http://www.amundi.co.jp>

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

ファンドの目的・特色

◎ファンドの目的

ファンドは、日本の株式に投資を行い、信託財産の成長をはかることを目標として、積極的な運用を行います。

◎ファンドの特色

① トップワン企業・オンリーワン企業等の株式に投資します。

● 私たちに「快適・健康・安全」な生活を提供するトップワン企業、そして斬新なアイデアを活かして生活に密着したニュービジネスを創造するオンリーワン企業等、中・長期的に投資魅力の高い銘柄に投資を行います。

● トップワン企業とは…

高い技術力・マーケティング力で顧客の多様なニーズに応えた商品・サービスを提供できる企業をいいます。

● オンリーワン企業とは…

斬新なアイデアを活かし国民生活に密着したニュービジネスを創造する企業をいいます。

トップワン企業、オンリーワン企業の選択にあたっては、サービス、ヘルスケア、情報通信、デジタル家電、環境・福祉の「生活大国日本」を担う5つのテーマを中心に注目します。

サービス

ヘルスケア

情報通信

デジタル家電

環境・福祉

② 徹底したボトムアップ・アプローチによって生の情報を収集・分析し、成長企業の発掘に努めます。

ボトムアップ・アプローチとは

企業調査および分析をもとに個別銘柄の選択に主眼を置いた投資手法の一つです。

ファンドでは、運用担当者による企業訪問等をベースに企業分析を行います。特に以下のようなポイントに重点を置いた情報収集に努めます。

- どのようなビジネスが私たちの生活を豊かにしてくれるのか
- そのビジネスに最も力を入れているのはどんな企業なのか
- 企業の商品・サービスがどれだけ私たちのニーズをとらえているのか

ファンドの仕組み

<イメージ図>



◆ 資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

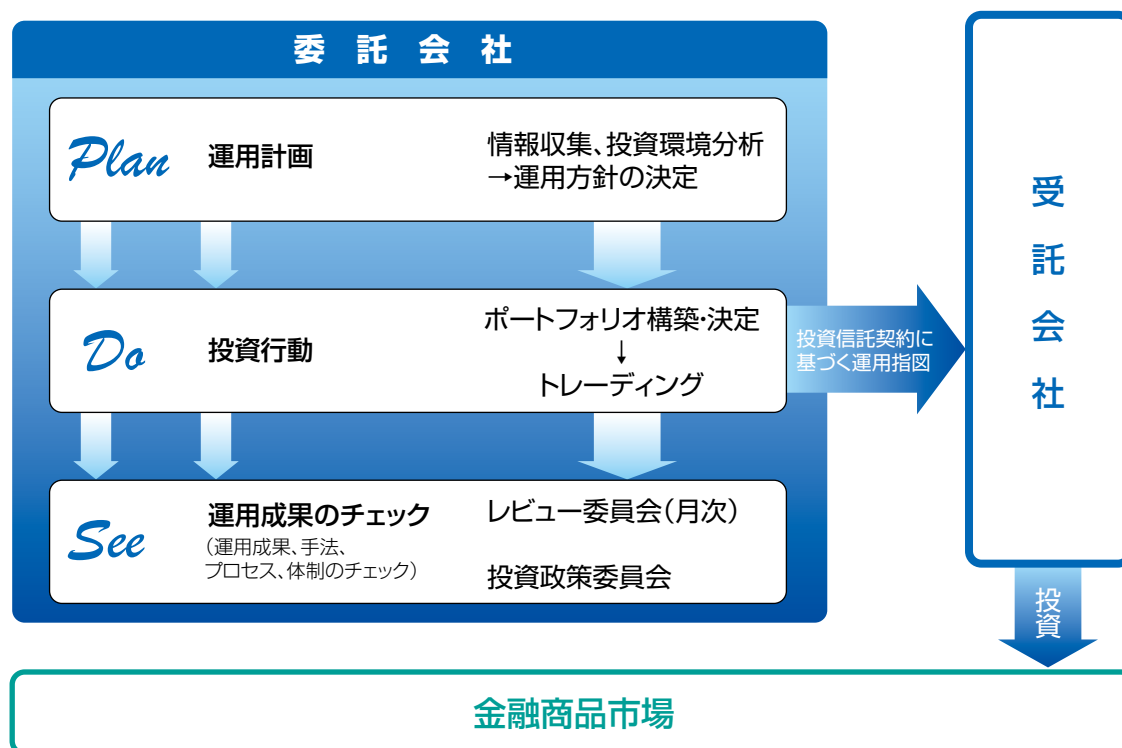
◎ファンドの運用体制

①投資戦略の決定および運用の実行

CIO(最高運用責任者)に承認された運用計画に基づき、運用本部に所属するファンド・マネージャーが、ポートフォリオを構築します。

②運用結果の評価

月次で開催するレビュー委員会において、運用評価の結果が運用関係者にフィードバックされます。



上記は本書作成日現在のファンドの運用体制です。ファンドの運用体制は変更されることがあります。

◎主な投資制限

- 株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への投資割合には制限を設けません。
- 新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- 投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- 同一銘柄の株式への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。

◎分配方針

◆毎決算時(毎年6月29日。休業日の場合は翌営業日とします。)に、原則として次のとおり収益分配を行う方針です。

●分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当収入および売買益等の全額とします。

●分配対象額についての分配方針

分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。したがって、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

●留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行います。

◆資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

投資リスク

◎基準価額の変動要因

ファンドは、主として国内株式など値動きのある有価証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、**投資元本が保証されているものではありません**。ファンドの基準価額の下落により、**損失を被り投資元本を割込むことがあります**。ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属します。なお、投資信託は預貯金とは異なります。

① 価格変動リスク

株式は、国内および国際的な政治・経済情勢等の影響を受け、価格が下落するリスクがあります。一般に、株式市場が下落した場合には、その影響を受けファンドの基準価額が下落する要因となります。また、株価指数先物取引等については、買建てを行いその先物指数等が下落した場合や、売建てを行いその先物指数等が上昇した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。したがって、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

② 信用リスク

株式の発行会社が倒産した場合または発行会社の倒産が予想される場合もしくは財務状況の悪化等により、社債等の利息または償還金の支払いが遅延または履行されない場合または予想される場合には、株価が下落することがあります（ゼロになる場合もあります）。これらの影響を受け、ファンドの基準価額が下落する要因となります。したがって、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

③ 流動性リスク

短期間で大量の換金があった場合または大口の換金を受けた場合、換金資金の手当てのために株式を市場で売却した結果、市場にインパクトを与えることがあります。その際、市況動向や流動性の状況によっては、基準価額が下落することがあります。市場規模や取引量が比較的小さな市場に投資する場合、市場実勢から期待される価格で売買できない場合があります。また、投資対象の市場環境の悪化により流動性の低い銘柄の価格が著しく低下することがあります。こうした影響を受け、ファンドの基準価額が下落する要因となります。したがって、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

④ 金利リスク

一般に金利が上昇した場合は、公社債の価格は下落し、公社債を組入れている場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、金利水準の大きな変動は、株式市場に影響をおよぼす場合があります。

◆基準価額の変動要因(投資リスク)は上記に限定されるものではありません。

◎その他の留意点

●ファンドの繰上償還

ファンドは、受益権の残存口数が10億口を下回った場合あるいは受益権の残存口数が当初設定時の受益権口数の10分の1(652,875,000口)を下回った場合等には、信託を終了させることがあります。

●換金および買取の中止

金融商品市場における取引の停止、その他やむを得ない事情が発生したときは、換金申込の受付、および買取請求の受付が中止されることがあります。

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

◎リスクの管理体制

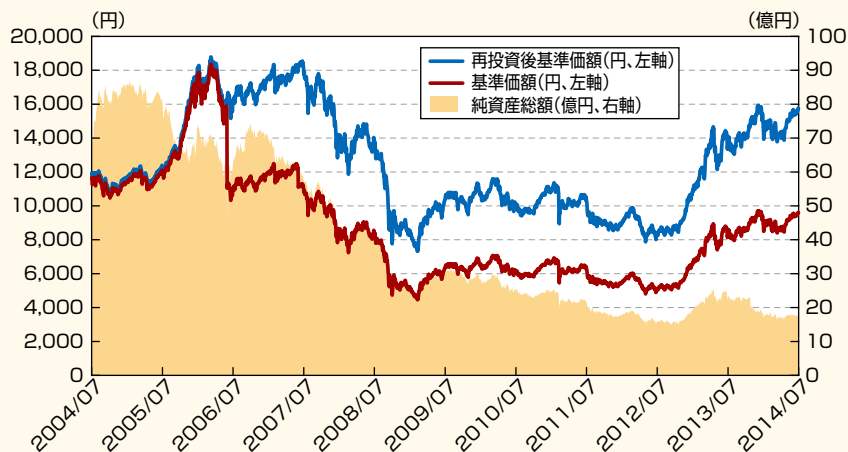
ファンドのリスク管理として、運用リスク全般の状況をモニタリングするとともに、運用パフォーマンスの分析および評価を行い、リスク委員会に報告します。このほか、委託会社は関連法規、諸規則および運用ガイドライン等の遵守状況をモニターしリスク委員会に報告するほか、重大なコンプライアンス事案については、コンプライアンス委員会で審議を行い、必要な方策を講じており、グループの独立した監査部門が随時監査を行います。

◆上記は本書作成日現在のリスク管理体制です。リスク管理体制は変更されることがあります。

運用実績

2014年7月31日現在

◎基準価額・純資産の推移



*再投資後基準価額は、税引前分配金を分配時に再投資したものと計算しています。
*基準価額の計算において信託報酬は控除しています。

基準価額	9,597円	純資産総額	17.6億円
------	--------	-------	--------

◎分配の推移

決算日	分配金
11期(2010年6月29日)	0円
12期(2011年6月29日)	0円
13期(2012年6月29日)	0円
14期(2013年7月1日)	0円
15期(2014年6月30日)	0円
設定来累計	6,400円

*分配金は1万口当たり・税引前です。
*直近5期分を表示しています。

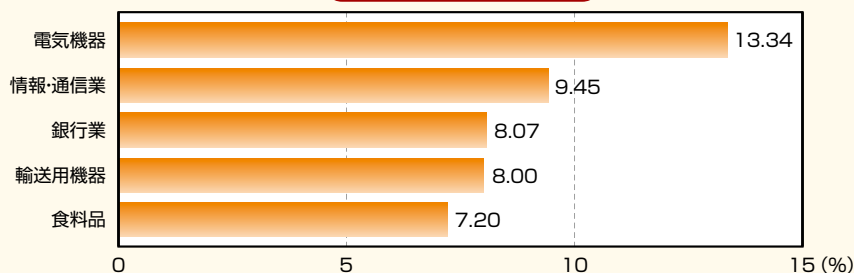
◎主要な資産の状況

資産配分

資産	純資産比(%)
国内株式	97.69
現金等	2.31
合計	100.00

*現金等には未払諸費用等を含みます。
*四捨五入の関係で合計が100.00%とならない場合があります。

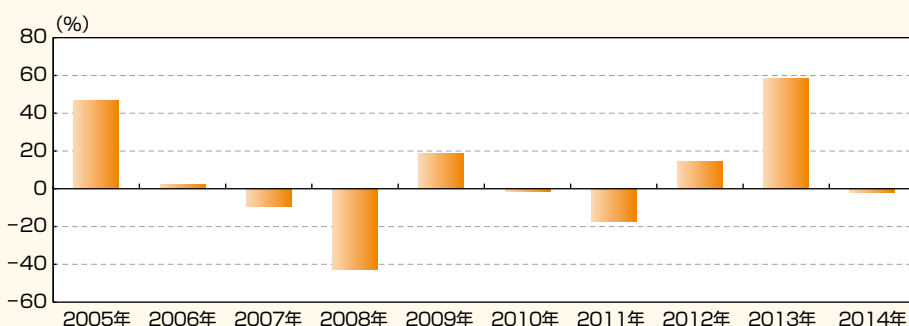
組入上位5業種



組入上位10銘柄

	銘柄名	業種	純資産比(%)		銘柄名	業種	純資産比(%)
1	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	4.25	6	第一生命保険	保険業	3.44
2	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	3.83	7	野村不動産ホールディングス	不動産業	3.30
3	オリックス	その他金融業	3.64	8	ソフトバンク	情報・通信業	3.19
4	キョーリン製薬ホールディングス	医薬品	3.62	9	日本テレビホールディングス	情報・通信業	3.18
5	アサヒグループホールディングス	食料品	3.50	10	リコー	電気機器	3.10

◎年間収益率の推移



*年間収益率は、税引前分配金を分配時に再投資したものと計算しています。
*ファンドにはベンチマークはありません。
*2014年は年初から7月31日までの騰落率を表示しています。

◎期間別騰落率

期間	騰落率(%)
1ヵ月	2.54
3ヵ月	11.83
6ヵ月	5.26
1年	17.64
3年	52.12
設定来	57.41

*騰落率は、税引前分配金を分配時に再投資したものと計算しています。ファンドの騰落率であり、実際の投資家利回りとは異なります。

※上記の運用実績は、過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
※運用実績等については、表紙に記載の委託会社ホームページにおいて閲覧することができます。

手続・手数料等

◎お申込みメモ

購 入 単 位	「一般コース」と「自動リイゾク投資コース」があります。(コース名称は販売会社により異なる場合があります。) 各コースの購入単位は、販売会社が定める単位とします。 詳しくは販売会社にお問合せください。
購 入 価 額	購入申込受付日の基準価額とします。
購 入 代 金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換 金 単 位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問合せください。
換 金 価 額	換金申込受付日の基準価額とします。
換 金 代 金	換金申込受付日より起算して、原則として4営業日目以降にお支払いします。
申 込 締 切 時 間	原則として毎営業日の午後3時*までに購入・換金のお申込みができます。 販売会社により異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。
購入の申込期間	平成26年10月1日から平成27年9月29日までとします。 申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換 金 制 限	委託会社の判断により、一定の金額を超える換金申込には制限を設ける場合があります。
購入・換金申込 受付の中止および 取 消 し	委託会社は、金融商品市場における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金の 申込受付を中止すること、および既に受付けた購入・換金の申込受付を取消することができます。
信 託 期 間	無期限とします。(設定日:平成11年6月30日)
繰 上 償 還	委託会社は、ファンドの受益権の残存口数が10億口を下回った場合あるいは受益権の残存口数が当 初設定時の受益権口数の10分の1(652,875,000口)を下回った場合等または信託を終了させる ことが投資者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社 と合意のうえ、信託期間を繰上げて信託を終了させることができます。
決 算 日	年1回決算、原則毎年6月29日です。休業日の場合は翌営業日とします。
収 益 分 配	年1回。毎決算時に収益分配方針に基づいて分配を行います。 収益分配金の「再投資」を選択した場合、税引後無手数料で再投資されます。
信託金の限度額	3,000億円です。
公 告	日本経済新聞に掲載します。
運 用 報 告 書	毎年6月の決算時および償還時に運用報告書(交付運用報告書を作成している場合は交付運用 報告書)を作成し、知れている受益者に販売会社よりお届けいたします。
課 税 関 係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除および益金不算入制度が適用される場合があります。

※上記所定の時間までにお申込みが行われ、かつ、それにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とさせていただきます。これを
過ぎてからのお申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

◎ファンドの費用・税金

ファンドの費用

<投資者が直接的に負担する費用>

購入時手数料	購入申込受付日の基準価額に、販売会社が独自に定める料率を乗じて得た金額とします。 本書作成日現在の料率上限は 3.24%(税抜3.0%) です。 詳しくは販売会社にお問合せください。
信託財産留保額	ありません。

<投資者が信託財産で間接的に負担する費用>

運用管理費用
(信託報酬)

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に対し**年率1.62%(税抜1.5%)**を乗じて得た金額とし、
ファンドの計算期間を通じて毎日、費用計上されます。

(信託報酬の配分)

(年率)

販売会社ごとの 純資産総額	委託会社	販売会社	受託会社
100億円以下の部分	0.7%(税抜)	0.7%(税抜)	0.1%(税抜)
100億円超の部分	0.4%(税抜)	1.0%(税抜)	0.1%(税抜)

(支払方法)
毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁
します。
◆上記の運用管理費用(信託報酬)は、本書作成日現在のものです。

その他の費用・
手数料

信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用(監査費用、法律顧問・税務顧問への報酬、
目論見書・運用報告書等の印刷費用、有価証券届出書関連費用、郵送費用、公告費用、格付費用、受益権
の管理事務に関連する費用等およびこれらの諸費用にかかる消費税等に相当する金額を含みます。)
および受託会社の立替えた立替金の利息は、投資者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。
また、有価証券売買時の売買委託手数料および組入資産の保管費用などの諸費用がかかります。
※その他の費用・手数料の合計額は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を
表示することはできません。

◆ファンドの費用の合計額については保有期間等に応じて異なりますので、表示することはできません。

税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

- ◆上記税率は平成26年4月現在のものです。
- ◆少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合
少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、平成26年1月1日以降の非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、年間
100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。
ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象とな
ります。詳しくは、販売会社にお問合せください。
- ◆法人の場合は上記とは異なります。
- ◆税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確
認されることをお勧めします。

